



公 告 第 5 2 0 号

健康保険法第47条第1項第2号に規定する任意継続被保険者の標準報酬月額を定めたので、下記のとおり公告する。

令和6年1月10日

三重県農協健康保険

理事長 生川 秀



記

1. 平均標準報酬月額

334,001 円

*令和5年9月30日時点の当組合全被保険者の平均標準報酬月額

2. 任意継続被保険者標準報酬月額の上限

【標準報酬月額等級】第24級

【標準報酬月額】340,000 円

*令和5年度と変更なし

3. 適用期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

以上